解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

佐賀県佐賀市大財一丁目三番一九号
有限会社福太郎
清算人　川﨑　進

解散公告

当社は、平成二十四年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

鹿児島市花野光ヶ丘一丁目一九番五号
有限会社アクト工房
清算人　坂元　敏行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

群馬県前橋市田口町一二二番二七
特定非営利活動法人カドリーベア・デン・イン・ジャパン
代表清算人　竹澤　泰子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年九月二十日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二九号
杉戸町土地開発公社
代表清算人　村瀬　泰彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年九月十八日文部科学大臣の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

東京都中央区日本橋本町四丁目一二番二〇号
財団法人佐藤育英会
清算人　佐藤　嘉剛

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年十月十七日横浜市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（平成二十四年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

東京都千代田区外神田五丁目二番二号
花咲団地マンション建替組合
代表清算人　播村　政幸

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号に規定により、平成二十四年九月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

高知市薊野東町四番一六―五号
財団法人あゆみ児童福祉協議会
代表清算人　大原　嘉子

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十月四日三重県知事の認可により平成二十四年十月九日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

三重県名張市鴻之台一番町一番地
名張市土地開発公社
清算人　前田　國男

第四十八期決算公告

平成二十四年八月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
流動資産	二九一、一七五
固定資産	四〇、九一八
合計	三三二、〇九三
負債及び純資産の部	
流動負債	二一四、三八一
固定負債	二一、〇〇〇
株主資本	九四、九九〇
資本金	二二、〇〇〇
資本剰余金	四、〇〇〇
利益剰余金	六八、九九〇
利益準備金	五、五〇〇
その他利益剰余金	六三、四九〇
（うち当期純利益）	（三、七五九）
評価・換算差額等	一、七二〇
合計	三三二、〇九三

平成二十四年十一月十三日

福岡県福岡市博多区半道橋二丁目七番三三号
株式会社イワサ
代表取締役　手島　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市東開町四丁目五六五番地一七、最後の住所北海道苫小牧市東開町四丁目五六五番一七　被相続人　亡　佐久間誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

北海道苫小牧市木場町一丁目一〇番一三号
苫小牧駅北口ビル三階
相続財産管理人　弁護士　郁山　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市御廟一丁目八番、最後の住所山形県米沢市御廟一丁目八番一六号

被相続人　亡　後藤　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

山形県米沢市金池二丁目八番一〇号
事務所　山形県米沢市金池二丁目八番八号
相続財産管理人　弁護士　木村　敏雄

相続債権者受遺者への催告

本籍埼玉県行田市大字若小玉二一九八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岡田美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白石加代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市春日町三一五九番地三、最後の住所千葉県銚子市春日町三一五九番地

被相続人　亡　大川　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

千葉県銚子市長塚町三丁目六四六番地の二〇
相続財産管理人　飯嶋　孝夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区東和一丁目六番地一〇、最後の住所東京都足立区東和一丁目六番一六号

被相続人　亡　梶本　竹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　松田　政行